

障企発0525第1号
令和4年5月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（公印省略）

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について

今般、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

- 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項] ～[肢体不自由] （略）</p> <p>[心臓機能障害]</p> <p>（質疑）</p> <p>1. 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18歳以上用」と「18歳未満用」のどちらを用いるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>それぞれ「18歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>2～10 （略）</p> <p><u>（質疑）</u></p> <p><u>11. （質疑）1において、新規で手帳申請した場合の取扱いについて示されているが、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとなるのか。</u></p> <p><u>（回答）</u></p> <p><u>同様である。</u></p> <p>[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害] （略）</p> | <p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項] ～[肢体不自由] （略）</p> <p>[心臓機能障害]</p> <p>（質疑）</p> <p>1. 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18歳以上用」と「18歳未満用」のどちらを用いるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>それぞれ「18歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>2～10 （略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害] （略）</p> |